

《参考》

用 語 集

用語集

【あ行】

用語	主な該当 P	説明
eラーニング	P. 31	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。

【か行】

用語	主な該当 P	説明
緊急情報ネットワークシステム (通称: E m - n e t (エムネット))	P. 23	内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国(総理大臣官邸)と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム
緊急対処事態	P. 97以降等	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。(武力攻撃事態対処法第25条)
緊急通報	P. 57	緊急通報は、実際に発生し、又はまさに発生しようとしている武力攻撃災害による危険を防止するため都知事が緊急に発令するもの。なお、警報は国の対策本部長が発令するもの。

【さ行】

用語	主な該当 P	説明
サーベイランス	P. 87	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
災害拠点病院	P. 22、72	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院。
指定行政機関	P. 48、50、52	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、

		厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省 (国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号)
指定公共機関	P. 3、8、 20、21、 43、69、 72、75	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。 (国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号)
指定地方行政機関	P. 7、50、 52	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で政令で定められている。 (国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号)
指定地方公共機関	P. 3、8、 48、50、 51、52、 60、63、 69、75	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。(国民保護法第2条第2項)
自主防災組織	P. 3、22、 25、52、 56、61、 62、103	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に、町会や自治会などを主体に結成されている地域の防災活動を担う組織をいう。
事態認定	P. 17、4 2、43、6 4、102	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
ジュネーブ諸条約	P. 30	1949年のジュネーブ諸条約(ジュネーブ4条約)のこと。 武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入した。 ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約
生活関連等施設	P. 7、16、 37、38、 44、46、 84	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。
全国瞬時警報シ	P. 23	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕

システム（通称： J-ALERT （Jアラート）		のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム
--------------------------------	--	--

【た行】

用語	主な該当 P	説明
ダーティボム	P. 13、97、106	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
第一追加議定書	P. 30	第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーブ条約を補完・拡充するジュネーブ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。 追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。 これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年8月31日（2005年2月28日発効）
トリアージ	P. 83	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

【な行】

用語	主な該当 P	説明
（公財）日本中毒情報センター	P. 22	化学物質の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集、整備及び問い合わせに対する情報提供等を行い、我が国の医療の向上を図ることを目的とした財団法人。

【は行】

用語	主な該当 P	説明
武力攻撃事態	P. 42以降 等多数掲載	武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。（武力攻撃事態対処法第2条）
防衛出動及び治安出動	P. 51	内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

【や行】

用語	主な該当 P	説明
要配慮者	P. 5 6 等	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。

平成28年6月発行

『葛飾区国民保護計画〔改定版〕』

編集・発行 葛飾区 地域振興部 防災課

〒124-8555 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

TEL 03-3695-1111（代表） 内線2267

この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。

